

## (4) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成24年5月11日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

東伯郡北栄町 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を6割とし、県は、損害賠償金19,442円を支払うものとすること。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

平成23年11月11日

#### (2) 事故発生場所

倉吉市福吉町地内

#### (3) 事故の状況

鳥取県中部総合事務所所属の職員が、公務のため車道の左側に停車中の普通貨物自動

車に乗車しようと運転席ドアを開けたところ、後方から進行してきた和解の相手方所有の軽貨物自動車に接触し、双方の車両が破損したものである。